

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 社名変更費用

Q : 当社は、創業50周年に当たり、CI戦略の一環として、社名の変更を行いました。社名変更に伴い、デザイン料、登記費用、PR費用などを支払いましたが、これらの費用の取扱いについて教えてください。

A : 個々の支出ごとに判断します。

【解説】

CI (コーポレート・アイデンティティ)とは、具体的には、企業のシンボル及びカラーなどの統一、消費者に与える一貫した企業イメージを意味し、シンボルマーク及び商標などが記憶されやすいように独自性と一貫性を持たせることをいいます。

ところで、社名変更にはかなりの費用を要するようですが、これらの費用について税務上の取扱いは、個々の支出ごとに判断することになります。

ロゴマーク等を商標権として登録する場合には、デザイン料、登記費用は商標権の取得価額とし、それ以外の場合は、開発費(任意償却)として支出時の損金とすることができます。PR費用など取得に要した費用以外の費用は、いずれの場合も一括損金算入されます。

また、新聞等に掲載した新社名のPR広告費や、得意先あるいは一般顧客等の不特定多数の者に配布する社名入りカレンダー等、少額な物品の配布に要した費用についても、損金算入できます。ただし、特定の取引先だけを対象に物品を交付した場合には、交際費に該当しますので注意してください。

